

* * * * *

定 款

* * * * *

[令和4年6月14日改正]

エムケ一精工株式会社

エムケー精工株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、エムケー精工株式会社と称し、英文では MK SEIKO CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)住宅用、家庭用および農家用機器の製造販売ならびに輸出入
- (2)自動車用サービス機器および整備機器、計量器、その他の機械器具の製造販売ならびに輸出入
- (3)石油類その他液体の移送および保管用機器ならびに石油燃焼器具の製造販売
- (4)コンピュータおよび通信に関するソフトウェアの設計、開発業務ならびに情報処理業務の受託
- (5)情報処理装置に関するソフトウェア、蓄積データ、ハードウェアの売買および賃貸借ならびに輸出入
- (6)不動産の売買ならびに賃貸借
- (7)損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (8)電気設備、電気通信設備およびこれに附帯する設備の開発、製造、販売、保守ならびに工事の請負
- (9)前(1)号乃至(3)号に関連する機器および器具の中古品の買取、回収、再生ならびに販売
- (10)前各号に記載の機器、器具および設備の修理、保守ならびに設置
- (11)前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を長野県千曲市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、54,930,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める売渡しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い等、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月20日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役、顧問)

第31条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて決する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までの1年とする。

(期末配当金)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

参考事項

制 定 昭和 31 年 12 月 17 日
改 正 昭和 36 年 3 月 22 日
改 正 昭和 36 年 9 月 9 日
改 正 昭和 39 年 5 月 26 日
改 正 昭和 40 年 1 月 17 日
改 正 昭和 41 年 8 月 19 日
改 正 昭和 42 年 5 月 27 日
改 正 昭和 43 年 5 月 25 日
改 正 昭和 45 年 2 月 12 日
改 正 昭和 45 年 5 月 16 日
改 正 昭和 50 年 5 月 17 日
改 正 昭和 59 年 12 月 1 日
改 正 昭和 61 年 6 月 19 日
改 正 平成 元年 6 月 16 日
改 正 平成 4 年 6 月 19 日
改 正 平成 6 年 6 月 17 日
改 正 平成 10 年 6 月 18 日
改 正 平成 12 年 6 月 16 日
改 正 平成 14 年 6 月 18 日
改 正 平成 15 年 6 月 18 日
改 正 平成 16 年 6 月 16 日
改 正 平成 18 年 6 月 16 日
改 正 平成 21 年 6 月 18 日
改 正 平成 22 年 6 月 17 日
改 正 平成 23 年 6 月 17 日
改 正 平成 24 年 6 月 19 日
改 正 平成 27 年 6 月 18 日
改 正 令和 4 年 6 月 14 日